

4号認定要件及び提出書類説明書

主な認定要件

1. 本店登記地（個人事業主の場合は主たる事業所の所在地）が船橋市内であること。
（本店登記地において事業実態が無い場合はご相談ください。）
2. 申請者が、1年以上継続して事業を行っていること。
3. 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

（注）創業後3か月以上経過した方や、最近1年以内に店舗拡大等によって事業を拡大した方は、別途ご相談下さい。

提出書類

（法人・個人事業主 共通で必要なもの）

① 積算根拠資料

※ 実印を押印してください。必ず捨印を押印して下さい。

② 認定申請書 2通

※ 実印を押印してください。必ず捨印を押印して下さい。

（法人の場合 上記①②以外に必要なもの）

③ 商業登記簿の写し（「履歴事項全部証明書」）

（個人事業主の場合 上記①②以外に必要なもの）

③ 直近の確定申告書の写し（税務署受理印のあるもの）

- ◆ 上記書類を船橋市役所4階商工振興課窓口にご提出ください。ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として、当面の間は郵送での申請を受け付けます（取扱いに変更が生じた場合は市ホームページでお知らせいたします）。郵送で申請する場合は裏面に必要事項を記入の上、上記書類と一緒にご提出ください。
- ◆ 提出書類の内容についてお聞きすることがありますので、提出者と申請者が異なる場合は、詳細を返答できる方が来庁してください。名刺・社員証の写し等を提出していただく場合があります。
- ◆ 上記の書類で確認が不十分な場合、別の書類の提出をお願いする場合があります。
- ◆ 令和5年10月1日以降の認定申請分から、その資金使途は借換に限定いたします。
※借換資金に追加融資資金を加えることは可能。
※新規融資資金のみでの利用は令和5年9月30日認定申請受付分で終了。

セーフティネット4号認定 郵送時確認票

※以下を全て記入し、認定申請書類一式と一緒にご提出ください。

提出先：船橋市湊町2-10-25 船橋市商工振興課 経営労政係

(1) 申請者情報をご記入ください。

住所	
氏名 (名称及び代表者の職氏名)	㊟
担当者名	
担当者連絡先	

(2) 認定書の受取り方法を選択し、以下に☑をご記入ください。

窓口で受取る→認定書発行時にご連絡いたしますので、受取りにお越しくください。

郵送による受取りを希望する→以下に必要事項をご記入ください。※金融機関も可

住所 ※アパート・マンション名まで ご記入ください。	〒 ー
氏名	
担当者名	
担当者連絡先	

(注) 提出書類に不備があった場合、正しい書類がすべて市に届き、審査が完了した段階で認定書の発行・郵送となりますので、窓口受け取りに比べてお時間を頂きます。